

**イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業
「海外に向けた情報発信のためのツアーの実施」業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が実施する『イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「海外に向けた情報発信のためのツアーの実施」』において、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者を選定する際の手続きについて必要な事項を定めるもの。

1 事業の目的

本事業は、海外の企業等に対する福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の認知度向上を図るため、海外メディア等を対象とし、より効果的な発信が見込まれる方法で、浜通り地域等 15 市町村（*）（以下「イノベ地域」という。）におけるイノベ構想の取組みや成果、産業回復の状況等を視察・取材するツアーを実施し、イノベ地域の情報を海外に向けて発信することを目的とする。

（*）イノベ地域（福島県浜通り地域等 15 市町村）の詳細は以下の通り

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・檜葉町・富岡町・川内村・大熊町・
双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村

2 委託業務の概要

（１）事業名

イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「海外に向けた情報発信のためのツアーの実施」

（２）事業受託者の選択方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

（３）事業実施期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 0 日（火）まで

（４）委託業務の内容

イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「海外に向けた情報発信のためのツアーの実施」業務委託仕様書のとおり

3 委託契約上限額

3, 3 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

- ・この上限額以下の金額で委託事業を受注し確実に実施可能な提案を行うこと。
- ・見積書作成に当たっての消費税は、10%で算定すること。

4 公募方法とスケジュール

(1) 公募方法

機構ホームページにて公告し公募する。

(2) スケジュール

項目	日時
募集の公告（ホームページ掲載）	令和7年5月 8日（木）
質問書の提出期限	令和7年5月14日（水）17:00
質問書への回答	令和7年5月19日（月）
参加表明書提出期限	令和7年5月23日（金）17:00
企画提案書提出期限	令和7年6月 2日（月）17:00
審査（プレゼンテーション）	令和7年6月10日（火）（予定）13:00～
審査結果通知日	令和7年6月13日（金）（予定）
契約締結日	令和7年6月下旬（予定）

5 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

(1) 次の各号のいずれにも該当しない者。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 次に該当しない者

機構は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）したとき。
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- エ 機構が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該機構の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の

既納部分の確認を含む。)の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

キ 一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。(国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。)

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。 以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(6) 福島県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 募集要領及び各種様式等の交付

募集要領及び各種様式等の電子データは、機構のホームページから取得できる。

URL : <https://fipo.or.jp/>

7 質問等の受付

(1) 受付期間

上記4(2)で定める期間内とする。

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、機構宛てに電子メールまたはFAXで提出のうえ、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

なお、書面以外による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、機構のホームページに上記4(2)で定める期限内に公表する。

8 参加表明書の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限

上記4(2)で定める期間内とする。

(2) 提出様式等

以下について指定部数を機構事務局に持参するか、または郵送すること。

- ・郵送による場合、提出期限内必着とする。

- ・持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日の9:00～17:00とする。

① 参加表明書(第2号様式)(正本1部)

② 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等(5部)

③ 主な受託業務実績(任意様式)(5部)

④ 役員一覧(第3号様式)(正本1部)

⑤ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第4号様式)(正本1部)

(3) 作成上の留意点

上記(2)-③については、過去に本委託事業に類似する業務を実施した実績を記載することとし、当該事業の契約書等の写しも併せて添付すること。ただし契約書の内容だけでは確認できない場合は仕様書や報告書の写し等、確認のできる書類を添付すること。

(写しは該当部分の抜粋で可)

9 企画提案書の提出

(1) 提出期限

上記4(2)で定める期間内とする。

(2) 提出書類

以下について、指定部数を機構事務局に持参するか、または郵送すること(郵送による

場合、提出期限内必着とする)。

ア 参加表明書の写し

上記 8 (2) にて提出した参加表明書の写し

イ 企画提案書

様式任意 (A 4 横・カラー両面印刷・表紙を除き 20 ページ以内) (正本 1 部、副本 4 部)

(3) 企画提案の内容

原則として事業者の特長を活かした自由提案とするが、福島イノベーション・コースト構想「イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業(海外に向けた情報発信のためのツアーの実施) 委託仕様書(プロポーザル用)」及び下記ア～オの内容について盛り込み、上記 3 の上限額内に収まるように積算し提案すること

ア 福島イノベーション・コースト構想及び当事業に対する考え方

イ 実施スケジュール

ウ 事業実施体制

エ 事業効果(見込み)

オ 概算見積(各項目に対応した内訳を記載)

10 企画提案書の無効

次の各号の 1 つ以上に該当する場合、参加表明書及び企画提案書(以下「提案書等」という。)は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

ア 提出者が上記 5 に定める参加資格等を満たしていない場合。

イ 同一の者が 2 つ以上の提案書等を提出した場合。

ウ 提案書等の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合(なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達の記録を有さない者からの異議は受け付けない)。

エ 虚偽の内容が記載されている場合。

オ 提案の内容が提示した事業内容と大きくかけ離れている場合。

カ 概算見積の額が委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合。

キ 提案内容に対して概算見積の額が不適切な場合。

ク 提案書等の提出から契約までの間に、提案書等で提示した事業実施体制に記載した担当者が本事業に携わることが困難になった場合(ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く)。

ケ プレゼンテーション当日に出席しなかった場合(ただし、交通事故や自然災害、通信障害等の不測の事態が発生した場合を除く)。

11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

ア 提出された提案書等は返却しない。

イ 提案書等の作成及び提出に要する費用ならびにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、審査及び説明のためにその写しを作成し、使用できるものとする。

エ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする（ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある）。

なお開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用できるものとする。

オ 提出書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

12 選定方針

（１）選定方式

事業受託候補者の選定は、別途設置する、イノベ地域における交流・関係人口拡大に向けた情報発信強化事業「海外に向けた情報発信のためのツアーの実施」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）が行うものとする。審査委員会は、提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、事業受託候補者（随意契約の予定者）を選定する。なお、提案書等の提出状況により審査方法及び審査スケジュールが変更になる場合がある。

（２）プロポーザル審査

提出のあった企画提案書についてプレゼンテーションを受け、最も優れた提案者を契約候補者として選定する。

ア 日時：上記４（２）のとおり

イ 場所：機構内会議室（福島市中町１番１９号 中町ビル５階）（予定）

ウ 概要

- ・プレゼンテーションの日時や場所は、参加表明書の提出のあった者に通知する。
- ・会場に来場してのプレゼンテーションの他、機構が認めた場合はオンライン（Zoom）による参加も可とする
- ・来場してのプレゼンテーションの場合、１社あたりの出席者は２名以内とする。
- ・１提案者あたりの審査に要する時間は２５分程度とする。（１５分以内のプレゼンテーション及び１０分程度の質疑）
- ・プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書と同じ内容とし、追加資料の配付及びパソコンやプロジェクターの使用は認めない。
- ・概算見積の額は審査項目ではないが、審査の結果、上位複数社が同評価であった場合は、概算見積の額が最も低価格で提案した者を契約候補者に決定する。

- ・審査結果は、プレゼンテーションに参加した全社に対して書面にて通知する。
- ・審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

(3) 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

審査項目	評価の視点	評価	倍率	配点	
事業遂行能力等					30点
事業体制	・ 本事業を実施するうえで十分な体制であるか。 ・ 不測の事態が起きた場合に対応できる体制であるか。 ・ 過去に本事業と類似の事業受注実績があるか。	1～5	×3	15点	
スケジュール	・ 本事業を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	1～5	×3	15点	
企画提案内容					70点
事業理解	・ 本事業の目的や事業内容を理解しているか。	1～5	×3	15点	
企画性	・ 提案されたコンセプトやアピールポイントは的確か。	1～5	×3	15点	
提案内容	・ 事業目的のターゲットに訴求力のある内容となっているか。	1～5	×3	15点	
独創性	・ 本事業の効果を高める独自の提案をしているか。	1～5	×3	15点	
事業経費	・ 事業経費は適正であるか。	1～5	×2	10点	
合計 ※					100点

※ 契約候補者は合計点数 60 点以上の獲得を要するものとする。

(4) 評価方法

審査項目ごとに評価点を付す。評価基準は以下のとおりとする。

点数	5	4	3	2	1
評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る

13 契約の締結

(1) 仕様書の協議

審査委員会が特定した事業受託候補者と機構との間で委託する業務の内容について協議を行い、委託契約に係る委託仕様書を決定する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案したものを基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

(2) 契約の締結

協議により決定した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し、契約金額を決定した上で随意契約による契約締結を行うものとする。なお、契約候補者との協議が調わなかった場合や契約候補者が契約を辞退した場合、または上記 10 の条項に該当する場合（提案書等

の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む)は、その者と契約の締結を行わないこととし、次点の者を契約候補者に繰り上げる。

(3) 委託料の支払い

受託者からの「完了届」及び「実績報告書」を受理し、甲の検査による履行確認及び委託料の確定を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(4) 契約保証金等

契約保証金	参加表明書を確認した上で免除する
保証人	不要とする

14 その他

- ・企画提案のあった規模を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。
- ・仮に委託契約の内容を実施できない場合、機構と協議の上、内容を変更することは可能であるが、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などの措置を行う場合がある。

15 問い合わせ先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島オフィス 交流促進部 交流促進課 担当：古関、門脇

住 所：〒960-8043 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階

電 話：024-581-6893 FAX：024-581-6898

メール：koryu-sokushin6893@fipo.or.jp